



発表項目 (行事名)	新型コロナウイルス関連肺炎の流行に係る「新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴う経営・金融特別相談室」の設置及び中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付【認定企業】」の適用について																						
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者																					
		発表場所																					
概要	<p>○ 道では、新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴い、中小企業者等からの経営及び金融の相談に対応するため、次のとおり特別相談室を設置しました。</p> <table border="1"> <tr> <td>相談室名</td> <td>新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴う経営・金融特別相談室</td> </tr> <tr> <td>設置年月日</td> <td>令和2(2020)年1月29日</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>経済部地域経済局中小企業課内 各総合振興局・振興局産業振興部商工労働観光課内 後志総合振興局産業振興部小樽商工労働事務所内</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>開庁日(平日)の8時45分～17時30分</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td>職員が電話及び面談で相談に応じます。</td> </tr> </table> <p>○ また、新型コロナウイルス関連肺炎の流行により経営に影響を受けている中小企業者等に対し、中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付【認定企業】」を適用することとしました。 (金融機関の窓口を通じて、低利の資金をご利用いただけます。) 《融資条件等》</p> <table border="1"> <tr> <td>融資対象</td> <td>新型コロナウイルス関連肺炎の流行による直接的又は間接的な影響を受けた事業者であって、制度取扱開始後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる中小企業者等</td> </tr> <tr> <td>融資金額</td> <td>1億円以内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>10年以内(うち据置2年以内)</td> </tr> <tr> <td>融資利率</td> <td>《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% 《変動金利》 年1.0% (融資期間が3年を超えるものに限る)</td> </tr> <tr> <td>適用期間</td> <td>令和2(2020)年1月29日から令和3(2021)年1月31日</td> </tr> </table> <p>* 資金の詳細については別紙参照。</p>			相談室名	新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴う経営・金融特別相談室	設置年月日	令和2(2020)年1月29日	設置場所	経済部地域経済局中小企業課内 各総合振興局・振興局産業振興部商工労働観光課内 後志総合振興局産業振興部小樽商工労働事務所内	受付時間	開庁日(平日)の8時45分～17時30分	実施方法	職員が電話及び面談で相談に応じます。	融資対象	新型コロナウイルス関連肺炎の流行による直接的又は間接的な影響を受けた事業者であって、制度取扱開始後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる中小企業者等	融資金額	1億円以内	融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	融資利率	《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% 《変動金利》 年1.0% (融資期間が3年を超えるものに限る)	適用期間	令和2(2020)年1月29日から令和3(2021)年1月31日
	相談室名	新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴う経営・金融特別相談室																					
設置年月日	令和2(2020)年1月29日																						
設置場所	経済部地域経済局中小企業課内 各総合振興局・振興局産業振興部商工労働観光課内 後志総合振興局産業振興部小樽商工労働事務所内																						
受付時間	開庁日(平日)の8時45分～17時30分																						
実施方法	職員が電話及び面談で相談に応じます。																						
融資対象	新型コロナウイルス関連肺炎の流行による直接的又は間接的な影響を受けた事業者であって、制度取扱開始後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる中小企業者等																						
融資金額	1億円以内																						
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)																						
融資利率	《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% 《変動金利》 年1.0% (融資期間が3年を超えるものに限る)																						
適用期間	令和2(2020)年1月29日から令和3(2021)年1月31日																						
参考																							
報道(取材)に当たってのお願い	新型コロナウイルス関連肺炎の流行により経営に影響を受けている中小企業者等の方々へ広く活用いただきたいので、積極的な報道をお願いします。																						
他のクラブとの関係	同時配付(場所)	同時レク																					
担当(連絡先)	経済部 地域経済局 中小企業課 (担当者: 瀧澤) TEL ダイヤルイン 011-204-5346 内線 26-354																						

新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴う 中小企業向け融資制度のご案内

道では、新型コロナウイルス関連肺炎の流行により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次のとおり融資制度をご用意しました。

1 融資制度の概要

制 度 名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】(イ)
融 資 対 象 者	新型コロナウイルス関連肺炎の流行による直接的又は間接的な影響を受けた事業者であって、制度取扱開始後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる中小企業者等。
資 金 使 途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）
融 資 金 額	1億円以内
融 資 期 間	10年以内（うち据置2年以内）
融 資 利 率	《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% 《変動金利》 年1.0% (融資期間が3年を超えるものに限る)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります
信 用 保 証	すべて信用保証協会の保証付きとします 【保証料率】 経営状況に応じて年0.45～1.90% (信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%又は0.2%割り引く) (特別小口保険適用の保証となる場合は、年0.72%(信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%割り引く)
取 扱 金 融 機 関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、 農林中央金庫・商工中央金庫の道内支店、信用金庫、信用組合

※ 資金用途については、設備資金と運転資金の併用が可能です。
(併用時の融資金額は、1企業あたり合計1億円が限度となります)

裏面もご覧ください

2 お申込み方法

借入を希望される場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えて、商工会議所・商工会へお申込みください。

【お申込みに必要な添付書類】

- 決算書2期分
※2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表
- 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）
- 見積書又は契約書（必要に応じ提出）
- 道が定める調書（別記様式）

（注）金融機関及び保証協会において、融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。

※中小企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。

※(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

経営・金融特別相談室について

道では、新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴い、中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、「新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴う経営・金融特別相談室」を設置しています。融資制度をはじめ、経営・金融に関するお困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

機関名	電話番号	機関名	電話番号
道庁経済部中小企業課	011-204-5346	檜山振興局商工労働観光課	0139-52-6641
空知総合振興局商工労働観光課	0126-20-0061	上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940
石狩振興局商工労働観光課	011-204-5827	留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440
後志総合振興局商工労働観光課	0136-23-1362	宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2925
後志総合振興局小樽商工労働事務所	0134-22-5525	林-ツク総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636
胆振総合振興局商工労働観光課	0143-24-9589	十勝総合振興局商工労働観光課	0155-27-8537
日高振興局商工労働観光課	0146-22-9281	釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9182
渡島総合振興局商工労働観光課	0138-47-9459	根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619

※なお、融資制度については、お近くの商工会議所・商工会、北海道中小企業団体中央会又は（公財）北海道中小企業総合支援センターにもお問い合わせいただけます。

道では、ほかにも様々な資金用途に対応する融資制度をご用意しています。

詳しくは、道のホームページをご覧ください。

北海道 制度融資

検索

